（苦情の処理）
第15条　理事長は、特定調達契約につき、落札とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員は、統括総務主幹とし、当該苦情の処理に当たるものとする。
２　略
（特定調達契約に関する統計）
第16条　理事長は、主務省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、主務省に送付するものとする。
（その他）
第17条　略
附　則　略
附　則（平成26年２月12日　25農生研第20140204002号）
１　この規則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月１日
独立行政法人土木研究所
◎調達機関番号　546　◎所在地番号　08
独立行政法人土木研究所政府調達に関する特例規程の一部を改正する規程
第１条中「（以下「協定」という。）」の次に「、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）」を加える。
第２条第二号中「協定」を「改正協定」に、「付表４」を「付表５」に改め、「サービス」の次に「及び同附属書I日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）」を加え、同条中第２条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第３条第１項中「とし、その期間が12月を超えるときは見積残存価格を含む当該期間における契約の価格の総額とし、また、期間の定めがない契約の場合は、１月当たりの支払金額に48を乗じて得た額とする。なお、疑義がある場合は、１月当たりの支払金額に48を乗じて得た額が使用される」を「、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする」に、同項第四号中「上記」を「前二号」に改める。
第５条第１項中「のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前」を「に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで」に改める。
第６条第１項第七号を第八号とし、第八号を第九号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七　申請の時期及び場所
同条第３項第二号中「入札期日」の次に「又は申請の時期」を加える。
第７条第１項中「競争」を「指名競争」に改め、同条第３項の次に次の１項を加える。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
第８条第２項中「事項」の次に「及び第４項各号に掲げる事項」を加える。
第９条の見出し中「郵便」の次に「等」を加え、同条中「郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便」を加える。
第10条第一号中「第七号」を「第八号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
第11条第三号中「又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、」を「の」に改め、「又は既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合」及び「又は既契約特定役務の便益を享受すること」を削る。
第13条を第14条とし、第14条を第15条とし、第12条の次に次の１条を加える。
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第13条　契約職は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
六　その他必要な事項
第15条の次に次の１条を加える。
（特定調達契約に関する統計）
第16条　契約職は国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。
附　則
１　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月１日
国立大学法人岩手大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　03
１　改正された規則の名称
岩手大学の政府調達手続きに関する事務取扱規則
（http://www.iwate-u.ac.jp/cyoutatu/sozai/seihucyoutatu.pdf参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人岩手大学　財務部財務企画課
ＴＥＬ019―621―6024

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月１日
国立大学法人広島大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　34
１　改正された規則の名称等
広島大学政府調達事務取扱要領
（http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/houjin/chotatsu/index.html参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人広島大学財務・総務室契約グループ
ＴＥＬ082―424―6088（内線6088）